

7月20日(日) 参議院議員通常選挙

7月20日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です。
大切な一票を無駄にせず、必ず投票しましょう。投票する方法について、下記の通りご案内します。

【問い合わせ】 福島市選挙管理委員会事務局
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
☎024-525-3777



福島市ホームページ

引っ越し時期によって投票できる市町村が異なります

選挙で投票する場所は、原則住民票のある市町村ですが、転出して間もない場合は、転出先市町村の名簿に登録されず、前住所地である福島市に投票資格が残っています。
福島市での投票が困難な場合は、下で説明する不在者投票をご利用ください。

○ 転出先市町村への転入届出日から起算し、選挙の公示日前日(7月2日(水))までの期間が	3ヶ月未満 …	福島市
	3ヶ月経過 …	転出先市町村

※ 詳しくは、転出先市町村または福島市の選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票日当日および期日前投票期間に、福島市に戻れない場合

1 不在者投票

転出により市外に滞在中のかたは、転出先の選挙管理委員会での投票ができます。

※ 郵送日数を考慮し、お早めにご請求ください。

【投票までの手順】

- ① 投票用紙等を請求するため、宣誓書(請求書)を作成し、福島市選挙管理委員会へ郵送又は持参します。

※ ファクシミリや電子メールによる請求はできません。

※ 宣誓書(請求書)用紙は、**市のホームページ**から入手できます。

マイナンバーカードをお持ちの場合、スマートフォンまたはパソコンを活用して、オンライン申請ができます。(パソコンはカードリーダー等必要)

※ 請求後は、投票用紙を返還しないと期日前投票や当日投票ができません。



オンライン申請

- ② 提出書類の審査後、投票用紙等が滞在先住所に郵送されます。

※ 開封すると無効になる封筒が入っていますので、十分ご注意ください。

- ③ 投票日前日までに、転出先の市町村選挙管理委員会に投票用紙等を持参し、投票します。

※ 投票場所などについては、転出先市町村選挙管理委員会へお尋ねください。

- ④ 投票した投票用紙等は、福島市選挙管理委員会へ郵送されます。

※ 投票日の投票終了時刻までに届かない場合は無効になります。

投票日当日までに福島市に戻る予定があるかたは、うら面の投票方法をご利用ください。

投票日当日までに福島市に戻る予定がある場合

2 期日前投票

転出等により投票日当日に投票所へ行けない見込みのかたは、期日前投票ができます。

日 程	会 場	時 間
7月 4日(金) から 7月19日(土) まで	市民センター1階 大ホール	午前8時30分～午後8時
	コラッセふくしま2階	午前9時～午後8時
	清水、北信、飯坂、 松川、信夫、吾妻 の各支所	午前8時30分～午後6時
7月18日(金) 7月19日(土)	MAXふくしま4階 アオウゼ	午前10時～午後7時

また、下記の日程で移動式の投票所を開設します。

日 程	会 場	時 間
7月14日(月) 7月15日(火)	杉妻支所2階	午前8時30分～午前10時30分
	福島大学フクニチャージ図書館	午前11時30分～午後2時
	蓬萊学習センター分館	午後3時～午後5時
7月16日(水)	FOMアカデミー (旧茂庭小学校)	午前9時～午前11時
	NCVふくしまアリーナ	午後0時～午後2時
	福島学院大学	午後3時～午後5時
7月17日(木)	東部支所	午前9時～午前11時
	老人福祉センター	午後0時～午後2時
	信陵支所	午後3時～午後5時

3 当日投票

福島市での住所地により指定される投票所において投票ができます。

※ 投票所がご不明な場合は、お問い合わせください。